

## 〈連載〉国際人権先例紹介 (2)

### 女性差別撤廃委員会

通報番号 1/2003

離婚後の経済的取決めに関する法規定が、長期の婚姻の後に離婚した女性に差別的であるという申立について、国内救済手続未了および時間的管轄を理由に不受理と判断された事例

通 報 者	Ms. B.-J.
当 事 国	ドイツ
通 報 日	2002年8月20日
見 解 採 択 日	2004年7月14日
条 約 発 効 日	1985年8月9日
選 択 議 定 書 発 効 日	2002年4月15日

#### 事案の概要

1 通報者は、2004年4月当時57歳の女性である。1969年に夫と結婚する際に看護師としての教育を断念して、専業主婦として夫のキャリアを支えることに合意し、3人の子どもを育てた。1984年と1998年に通報者は自身の教育の再開を希望したが、夫がこれに反対したため実現しなかった。1999年5月には夫から離婚が申立てられ、2000年7月に離婚成立。離婚に際し、年金分割については決定されたが、財産分与および離婚後の生活費については何ら決定されなかった。

2 2000年7月10日、通報者は、連邦憲法裁判所に対し、離婚の法的結果に関する法規則は、憲法第3条2項および3項に定められた平等権を侵害するものであるという申出書を提出したが、却下された。2004年4月、ゲッティンゲン（市）裁判所が、元夫から通報者への生活費の支払いを認める決定を下したが、通報者はこれに対し上訴。また、通報者は、2001年7月から2003年2月にかけて、連邦および州政府大臣らに州内の裁判所における結婚と家族へ

の配慮不足とジェンダー差別を訴える手紙を出した。なお、離婚後の生活費および財産分与についての裁判は継続している。

3 通報者の主張は、以下のとおりである。

- 1) 離婚の法的結果（財産分与、年金分割、離婚後の生活費）に関する法規定は、結婚や家族の実態を考慮しておらず、長期の婚姻の後に離婚した、子を持つ高齢女性を制度的に差別している。財産分与に関する法は、婚姻中に得たあるいは失われた“人的資本”を考慮していないため、決定に妻の無償の貢献が反映されない。年金分割や離婚後の生活費に関する規定も差別的かつあいまいで、差別的な運用を容認している。通報者は、こうした法の差別的な結果を個人的に経験しており、その影響は今も続いている。
  - 2) 離婚の法的結果に関する規定において、憲法の平等待遇規定が満たされていないのは、立法者の怠慢によるものである。この点について、通報者は憲法裁判所に違憲審査を申請したが却下されており、国内救済手続は完了したと考えられる。
  - 3) 通報者は、数回にわたり、政府に国内の法手続に必要な経済的支援を求めたが拒否され、国内救済措置を尽くすことを阻害された。
  - 4) 離婚については迅速に結論が出されたにもかかわらず、離婚後の生活費を計算するための情報を元夫から得るための訴訟でさえ数年かかっている。2002年8月以降、元夫からは生活費を受け取っていない。
- 4 これに対し、当事国政府は、本通報の受理許容性について以下のように反論した。
- 1) 通報者の離婚命令（divorce decree）は年金分割についてしか定めておらず、離婚後の生活費と財産分与については係属中である。よって、現段階では、通報者は生活費と財産分与に関して具体的な侵害を受けたとはいえ

ず、選択議定書第2条の被害者に当たらない。また、通報者が、自身に適用された法律についての違憲審査を求めることができるのは、結論が出ている離婚に関してのみである。

- 2) 離婚手続における経済的取決めの結果、通報者がどのような経済的不利益を被っているのか、十分に立証されていない。条約のどの権利が侵害されているのかを判断するための情報がない。
- 3) 特定の法そのものが憲法に反しているという違憲審査は、当該法の発効から1年以内に請求されなくてはならない。また、どの条項が憲法に反しているのかを明示すること、請求前に裁判所で救済措置を尽くしていることが必要であるが、通報者の請求はいずれの要件も満たしていなかったため、受理されなかった。
- 4) 通報者は、離婚命令のうち離婚の宣言のみについて上訴しており、年金分割については上訴の対象に含めていない。よって、必要かつ合理的な上訴を行っていないため議定書4条1項に定める国内救済措置が尽くされたとはいえない。また、生活費の裁判に関しては、通報者はすでに法律扶助を受けており、弁護士も選任されているが、判決はまだ出ていない。通報者は、判決後上訴することができるので、連邦憲法裁判所への請求提出はその後となる。財産分与については、通報者からの法律扶助申請が現在検討されている。よって、国内救済措置が尽くされたとはいえない。

- 5) 時間的管轄 (ratione temporis) に関し、本件は、離婚命令が決定された2000年7月28日、すなわちドイツに対して選択議定書が発効する以前に発生したと考えるべきである。

#### 委員会の見解

- 1) 本件において問題となっているのは、離婚の結果、すなわち財産分与、年金分割、婚姻終了後の生活費である。このうち、離婚その

ものと年金分割については、ドイツに対する選択議定書の発効以前に決定されていた事項であり、その影響が現在も続いているという説得力のある議論が通報者から提出されていないので、年金分割に関する部分は、時間的管轄により検討対象から除外する。また、通報者は離婚については上訴したものの、年金分割については、離婚に関する上訴の際にも、憲法裁判所への申立においても取り上げていないため、国内救済を尽くしたとはいえない。

- 2) 憲法裁判所への申立は、申立の要件を満たしていないために受理されなかったものであり、これにより国内救済措置を尽くしたとはいえない。
- 3) 財産分与および生活費についての裁判は未了である。また、当該手続の不当な遅延および救済の見込みなしという点については、通報者から説得力ある議論が提出されていない。

よって、本事案については、国内救済措置が未了であること、選択議定書が当該締約国に対して発効する以前に起きた事実であることから、不受理と決定する。

#### Krisztina Morvai, Meriem Belmihoub-Zerdani 委員による反対意見

離婚および年金分割に関する申立が不受理であることには同意するが、国内救済手続が“不当に遅延”しているかどうかは、通報内容の性質によってケース・バイ・ケースで判断されるべきである。

通報者の財産分与および生活費に関する検討で焦点となるべきは、通報者の生存のための経済的・物質的資源に関する決定および付与である。世界中の多くの女性がそうであるように、通報者が30年間にわたり主婦として家族のためにアンペイドワークを担い、その結果、現在では労働市場において収入を得る方法が非常に限定された状況にあることを考えると、5年もの間、通報者が経済的に非常に不安定な状況に置かれていることは恥すべきことである。しか

も、この状態は、当該締約国の議定書批准の後も継続している。離婚についての裁判が1年間で決着したのであれば、5年間もかかっている国内救済手続はそれ自体が深刻な人権侵害であ

り、不当な遅延として選択議定書第4条1項の例外に該当すると考えられる。

(担当：近江美保)